

準会員規則

(昭和二十五年五月二十七日規則第十一号)

	改正
	昭和二十七年 二月一六日
	同 二十九年 一月一六日
	同 三十三年 三月二二日
	同 三十六年 三月一八日
	同 三十九年 一月一八日
	同 四十二年 二月一八日
	同 四十五年 三月二八日
	同 四十七年 五月一日
	同 四十八年 二月二六日
	同 五〇年 三月一五日
	同 五十二年 三月一九日
	同 五十五年 五月八日
	同 五十八年 一月二二日
	同 六十二年 三月二七日
	同 六十三年 三月一八日
	平成 四年 三月一三日
	同 五年 六月二五日
	同 六年 三月一八日

- 1 -

同 七年	六月一六日
同 八年	三月一五日
同 一二年	四月一五日
同 一三年	二月一六日
同 一六年	二月一九日
同 二十二年	二月一九日

第一条 本規則は、会則第九十八条第二項に基づき、外国
弁護士資格者（以下「資格者」という。）及び沖縄の外
国人弁護士（以下「沖縄外国人弁護士」という。）に関
する準則を定めることを目的とする。

第二条 次の各号のいずれかに該当する者が、弁護士法第
三条に規定する事務を行うには、その事務所所在地を管
轄する地方裁判所の管轄区域内にある弁護士会に入会し
なければならない。

一 弁護士法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第
百五十五号）による改正前の弁護士法（以下「旧法」
という。）第七条の規定に基づき、最高裁判所の定め
る外国弁護士資格者承認等規則により承認を受けた資
格者

二 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「措

- 2 -

置法」という。)第六十五条の規定に基づき、最高裁判所の定める沖繩の復帰に伴う特別措置に関する規則第五章により承認を受けた沖繩外国人弁護士

第三条 弁護士会に入会してその準会員になつた資格者及び沖繩外国人弁護士は、当然に本会の準会員となる。

2 準会員が最高裁判所からその承認を取り消されたとき、又は弁護士会を退会したときは、当然に本会の準会員たる地位を失う。

第四条 弁護士会は、資格者又は沖繩外国人弁護士の入会手続及び準会員に関する事項について準則を定めるときは、本会の承認を受けなければならない。

第五条 本会に準会員名簿を備える。

第六条 準会員名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 氏名、国籍及び生年月日
- 二 職務上の氏名

三 第二条第一号に掲げる者にあつては、弁護士の資格を有する外国の名及び最高裁判所が指定した外国人又は外国法の種別、同条第二号に掲げる者にあつては、

弁護士の資格を有する外国の名及び最高裁判所が指定した外国法の種別

四 事務所及び住所

- 3 -

五 所属弁護士会の名称

六 最高裁判所が承認した年月日及び旧法第七条第一項もしくは第二項又は措置法第六十五条による區別

七 準会員名簿に記載した年月日

八 準会員名簿に記載換えした年月日

九 準会員名簿記載事項変更の年月日及びその事由

十 準会員名簿の記載を取り消した年月日及びその事由

2 前項第二号に規定する職務上の氏名については、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)及び職務上の氏名に関する規則(規則第三百三十八号)を準用する。

第七条 資格者又は沖繩外国人弁護士が弁護士会に入会しようとする場合には、その弁護士会を経て本会に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 登載請求書
- 二 履歴書

三 最高裁判所の承認を受けたことを証明する書類

第八条 資格者は、準会員名簿に記載されたときに弁護士会に入会したものとす。

第九条 第二条第一号による準会員が所属弁護士会を変更しようとする場合は、その弁護士会にその旨を届け出て、新たに入会しようとする弁護士会を経て、本会に対し登

- 4 -

載換え請求書を提出しなければならない。

第十条 準会員は第六条第一項第一号、第三号、第四号及び第六号後段に掲げる事項について変更があつたとき並びに同項第二号に規定する職務上の氏名を使用するとき及び同号に掲げる事項について変更があつたときは、所属弁護士会を経て、本会に対し登載事項の変更を届け出なければならない。

2 前項の届出をする者は、所属弁護士会を経て、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 登載事項変更届書

二 変更事項が第六条第一項第一号、第三号及び第六号後段に掲げる事項であるときは、これを証明する書類

第十一条 準会員が弁護士会を退会しようとする場合は、所属弁護士会を経て、本会に対し登載取消し請求書を提出しなければならない。

第十二条 準会員名簿の登載に関しては、次に掲げる登載料を納付しなければならない。

一 登載

イ 旧法第七条第一項により資格ある者の登載

六万円

ロ 同条第二項により資格ある者の登載

三万六千円

二 登載換え 一万円

三 登載事項の変更 五千円

四 準会員の請求による登載取消し 五千円

2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は住居に甚大な被害を受けた準会員から第六条第一項第四号に掲げる事項について変更の届出がなされたときは、本会は、前項第三号の登載料の納付が免除することができる。

第十三条 本会は、資格者又は沖縄外国人弁護士を準会員名簿に登載したときは、登載番号及び登載年月日その他必要な事項を本人及び所属弁護士会並びに最高裁判所に通知する。登載換え、登載事項の変更又は登載取消しの場合も同様とする。

第十四条 本会は、準会員名簿の登載、登載換え又は登載取消しをしたときは、速やかに、官報をもつて公告する。準会員の氏名について変更の届出があつたとき又は職務上の氏名が使用され、若しくは変更されたときも同様とする。

第十五条 準会員名簿の登載に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第一号書式とする。

- 2 準会員名簿の登載換えに関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第二号 書式及び第二号 書式とする。
 - 3 準会員名簿の登載事項の変更に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第三号書式とする。
 - 4 準会員名簿の登載取消しに関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第四号書式とする。
 - 5 職務上の氏名の使用又は変更に関して本会に提出することを要する書類の様式は、別紙第五号書式とする。
 - 第十六条 準会員は、その職務を行う場合には、本会の制定した記章を帯用しなければならない。
 - 2 準会員の記章帯用に関しては、本会の制定した弁護士記章規則を準用する。
 - 第十七条 準会員は、本会の総会に出席して議事を傍聴することができる。ただし、議決権はない。
 - 2 準会員は、本会の役員、代議員、委員となることできない。
 - 3 準会員は、本会の発行する出版物の配布を受けることができる。
- 第十八条 準会員がその職務に関して受ける報酬は、適正かつ妥当でなければならない。

- 7 -

- 2 前項の報酬に関し必要な事項は、本会弁護士の報酬に関する規程を準用する。
- 第十九条 準会員は、その所属弁護士会を経て、本会の会費として月額一万三千五百五十円を本会に納めなければならない。
- 2 本会は、前項の会費中一千五百円をもつて、本会の会館を維持運営するために必要な資金に充てるものとする。
- 第十九条の二 準会員は、特別の必要がある場合には、特別会費を所属弁護士会を経て、本会に納めなければならない。
- 2 特別会費の徴収は、その額、使途、納付期間及びその他必要な事項を定めて、理事会において議決する。
- 第二十条 弁護士会は、毎月末現在における所属準会員から第十九条第一項に規定する会費及び前条第一項に規定する特別会費を徴収して、二か月以内に本会に送金しなければならない。
- 第二十一条 弁護士会は、準会員が弁護士法、最高裁判所規則並びに本会及び弁護士会の規則に違反し、又はその所属弁護士会の秩序信用を害し、その他職務の内外を問わず、弁護士の品位を失うべき非行があつたと認めると

- 8 -

きは、綱紀委員会に諮り、速やかに、その事実を具して
本会に報告しなければならない。

第二十二條 弁護士会から前条の報告を受けたとき、又は
本会が自ら前条の事実ありと認めるときその他資格者又
は冲縄外国人弁護士の承認を取り消すべき事由があると
認めるときは、本会は、綱紀委員会に諮り、最高裁判所
にその旨を報告する。準会員が六か月以上本会の会費及
び第十九条の二に規定する特別会費を滞納したときも同
様とする。

第二十三條 準会員は、自己の業務について広告をするこ
とができる。ただし、本会の定めに反する場合は、この
限りでない。

2 前項の広告については、弁護士の業務広告に関する規
程（会規第四十四号）を準用する。

附 則

この規則は、昭和二十五年七月十五日から施行する。

附 則（昭和二十七年二月一六日改正）

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年一月一六日改正）

第十九条の改正規定は昭和二十九年四月一日から適用す
る。

- 9 -

附 則（昭和三十三年三月二二日第十九条改正）

この規則は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年三月一八日第十九条改正）

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年一月一八日第十九条改正）

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年二月一八日第十九条改正）

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二八日第十二条、第十九条
改正）

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一日第一条、第二条、第三
条、第四条、第六条、第七条、第九条、第十二条、

第十三条、第二十二条改正）

この規則は、昭和四十七年五月二十日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月二六日第十九条改正）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月一五日第十二条、第十九条
改正）

この改正規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月一九日第十九条改正）

- 10 -

第十九条の改正規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年五月八日改正）

第十九条の改正規定は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年一月二二日改正）

第十二条、第十九条、第十九条の二、第二十条及び第二十二条の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二七日改正）

第二十三条（新設）の改正規定は、理事会の定める日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六十六年三月一八日改正）

第十九条の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月一三日改正）

第十九条の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年六月二五日改正）

第十五条の改正規定は、平成五年六月二十五日から施行する。

附 則（平成六年三月一八日改正）

第十九条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

- 11 -

附 則（平成七年六月一六日改正）

第十二条第二項の改正規定は、平成七年六月十六日より施行し、平成七年一月十七日に遡つて適用する。

附 則（平成八年三月一五日改正）

第十九条の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年四月一五日改正）

第二十三条の改正規定は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年二月一六日改正）

第十九条第一項及び第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月一九日改正）

第一条から第三条まで、第六条、第七条、第九条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第二項及び第四項、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第十九条の二第二項、第二十条から第二十三条まで、第一号書式、第二号 書式、第二号 書式、第三号書式並びに第四号書式の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規

- 12 -

則の整備等に関する規則 第六条、第一〇
条、第十二条、第十四条、第十五条、第一
号書式から第四号書式、第五号書式改正)

抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十
九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十一年二月一七日理事会決議で平成二二
年二月一日から施行）

2 この規則の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載が認
められている準会員又は特別会員が、この規則の施行と
同時に当該通称を職務上の氏名として使用するときは、
準会員規則第十二条第一項第三号又は特別会員規則第十
一条第一項第二号の規定は、適用しない。

〔別紙書式省略〕